

令和 8 年度
京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金

書類作成の手引き

= 第 2 版 =

令和 8 年 6 月 9 日

【提出先・問い合わせ先】

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局（JTБ 京都支店内）

メールアドレス：zero-carbon-kyoto@bsec.jp

電 話 ： 075-275-7263

更新履歴

更新日	主な更新内容
2026年6月9日	<ul style="list-style-type: none">・ P.14 の 1(6)付近見取図に、注意事項を追記しました。・ P.15 の 1(7)SII に登録されていることがわかる資料について、登録製品の検索方法を更新しました。・ P.21 の 2(2)景観手続きについて、及び P.26 の 2(3)文化財保護に関する手続きについて、別紙 1 への入力確認方法を追記しました。

目次

1	交付申請時に必要な書類（任意様式）	4
(1)	見積書	4
(2)	仕様書・カタログ等	7
(3)	業務工程表	8
(4)	設置図、システム系統図	8
(5)	関係図面-補助対象面積算出（断熱改修のみ）	9
(6)	付近見取図	14
(7)	SIIに登録されていることがわかる資料	15
(8)	経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象の銘柄に登録されていることがわかる資料	16
(9)	太陽光発電自家消費率計算シート	17
(10)	「エネルギー消費性能計算プログラム住宅版」の計算結果	18
2	交付申請時の準備、手続き	19
(1)	工事前に撮影する必要がある写真	19
(2)	景観手続きについて	20
(3)	文化財保護に関する手続きについて	25
(4)	太陽光発電設備の更新、蓄電池の導入に関して	27
3	実績報告時に必要な書類（任意様式）	28
(1)	契約書、内訳見積書	28
(2)	支出を証明する書類（領収書等）	28
(3)	工事内容を証明する書類	28
(4)	撤去前設備、設置設備の本体及び銘板写真	29
(5)	再エネ 100%電力への切り替えを証明する書類	30
4	よくある不備	31

1 交付申請時に必要な書類（任意様式）

(1) 見積書

<見積書の取得について>

- ・ 補助対象事業を遂行するために請負契約等を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件（仕様が同じ）で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。
- ※ 補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上（選定しない方の事業者が作成したものを含む。）から取得する必要があります。ただし、「太陽光発電設備」に付随する「蓄電池」「充放電設備」「エネルギーマネジメントシステム」については、その性質上不可分である（一帯の工事とみなせる）ことから、同時設置する場合に限り、補助対象設備ごとではなく、両設備の補助対象経費の合計額が安い方の見積書を採用してもよいこととします。
- ※ 見積書の取得に当たっては、宛名（申請者の氏名又は法人名称）、発行日（交付申請前の日付）、施工場所所在地、経費の内訳が明記された見積書を事業者から取得してください。また、補助対象経費について、見積書の経費内訳のうちどの項目を補助対象経費に含めたか不明瞭な場合は、補助対象経費に含めた費用を示す書類を添付するほか、見積書の値引き額や調整費について、見積書のどの項目から減額されているか不明瞭な場合は、それが確認できる書類を添付してください。
- ・ ただし、断熱改修、ZEH、ZEH+については、一般の競争に付すことが困難又は不適當であることから、2者以上の見積書取得を不要とします。
- ・ また、その他の補助対象設備についても、一般の競争に付すことが困難又は不適當であると京都市が認める場合^{※1}については、随意契約^{※2}を行うことができます。以下の事由に該当する可能性がある場合、交付申請前に窓口までご相談ください。

※1 単に時間的猶予がないという理由のみでは認められません。下記等が該当します。

- ・ 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要がある場合
- ・ その他一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合

※2 競争によらず、任意に特定の相手方を選定して契約する方法のこと

<見積書の記載内容について>

- ・ 宛名（申請者の氏名）、発行日（交付申請前の日付）、設備設置する建築物の住所（又は改修する住宅の住所）、経費の内訳を明記してください。
- ・ 補助対象経費について、見積書の各経費内訳のうち、どの項目を補助対象経費に含めたか確認できるよう、見積書の各項目に補助対象・補助対象外を明記するか、それを示す別書類を見積書に添付してください。
- ・ 値引き額や調整費が発生する場合について、見積書のどの項目から減額されているか確認できるよう、それを明記するか確認できる別書類を見積書に添付してください。（※どの経費から値引きされているか確認できない記載は不可）

【見積書作成例①】

見積書

発行日：令和8年5月1日

京都市中京区〇〇〇町 1-2-3
 ●●寺
 代表役員 〇〇〇〇 様

株式会社 日本サンプ
 〒●●●-●●●●
 京都市下京区〇〇町8-9
 △△ビル 1F 124
 TEL：075-123-4567

■工事現場：京都市中京区〇〇〇町4-5
 ■工事案件：太陽光・蓄電池設置工事、空調取替工事

下記の通りご見積り申し上げます。
見積金額(税込) 6,160,000円

商品名 / 品目	数量	単価	金額	備考
【空調機器】				
パッケージエアコン(和室) ABC-DEF12GH3 空①	1 台	300,000	300,000	材料費
パッケージエアコン(本堂) JKL-MNO45PQ6 空②	2 台	300,000	600,000	材料費
エアコン取付け工事 (3台)	1 式	250,000	250,000	労務費
既設エアコン撤去の撤去・処分費	1 式	50,000	50,000	労務費
設置時の建物補強工事	1 式	200,000	200,000	補助対象外
【●● kWh 太陽光発電システム】				
太陽電池モジュール AB-123CD	16 枚	50,000	800,000	材料費
屋根架台	1 式	200,000	200,000	材料費
太陽光発電設備設置・調整工事	1 式	500,000	500,000	労務費
【●● kWh 蓄電池システム】				
蓄電池本体 EF-GH2026	1 台	1,000,000	1,000,000	材料費
パワーコンディショナ EF-45GH6J	1 台	300,000	300,000	材料費
コンバーター KL-MN2026	1 台	150,000	150,000	材料費
カラーモニター OPQRST7U	1 台	50,000	50,000	材料費
蓄電池設置・調整工事	1 式	350,000	350,000	労務費
【共通経費】				
変換ケーブル (太陽光・蓄電池)	1 式	150,000	150,000	材料費
電気工事 (太陽光・蓄電池)	1 式	100,000	100,000	労務費
管理費 (空調・太陽光・蓄電池)	1 式	500,000	500,000	現場管理費
申請手続代行費	1 式	100,000	100,000	補助対象外

小計(税抜) 消費税 合計(税込)
 ¥5,600,000 ¥560,000 ¥6,160,000

<備考欄>
【接続ケーブル按分(材料費)】 太陽光1,000,000円：蓄電池1,500,000円→太陽光60,000円：蓄電池90,000円にて按分
【電気工事按分(材料費)】 太陽光1,000,000円：蓄電池1,500,000円→太陽光40,000円：蓄電池60,000円にて按分
【現場管理費按分(直接工事費)】 空調1,200,000円：太陽光1,600,000円：蓄電池2,000,000円：補助対象外200,000円
 →空調120,000円：太陽光160,000円：蓄電池200,000円：補助対象外20,000円にて按分

- ① 見積書の発行日は交付申請日以前の日付としてください。
- ② 見積書の宛先は、履歴事項証明書等の本人確認書類に記載の内容と一致させてください。
- ③ 工事場所を明記し、工事場所の住所は建物登記と一致するように記載ください。
- ④ 各導入設備の導入場所、型番を明記し、複数ある場合は付番するなどして、設置図やCO2排出削減量計算書の記載内容とも突合できるよう、わかりやすく記載してください。
- ⑤ 見積書上の各項目がどの「細分」に該当するかを「申請の手引き P18-21 5（1）補助対象経費」、「断熱改修等補助申請の手引き P9-10 3（6）補助対象経費」の表を参考に判断し、振り分けてください。
- ⑥ 「太陽光発電設備」と「蓄電池」を同時設置する場合の工事費や設備同士を接続するケーブルや、双方で利用する場合のパワーコンディショナなど、見積書上で共通する費用がある場合には、材料費の比率で按分するなど、補助対象設備ごとに適切に振り分けて記載し、共通する費用をどちらか一方にのみ計上することのないようにしてください。
 なお、見積書上で共通する費用として計上されていても、実際は施工業者により独自に算出されている場合（算出の内訳がある場合）は、上記のように比率按分する必要はなく、その独自算出に基づき振り分けてください。

【例】電気工事費（共通）が10万円、ケーブル（共通）が15万円、太陽光の材料費が100万円、蓄電池の材料費が150万円 の場合

- ⇒ * 按分比率 ⇒ 太陽光：蓄電池 = 100万円：150万円 = 2：3
- * 太陽光発電設備の電気工事費相当 : 10万円×2/5 = 4万円
- * 蓄電池の電気工事費相当 : 10万円×3/5 = 6万円
- * 太陽光発電設備のケーブル費用相当 : 15万円×2/5 = 6万円
- * 蓄電池のケーブル費用相当 : 15万円×3/5 = 9万円

【間接工事費等のうち、直接工事費に対応して算出されている経費の按分方法】

直接工事費に対応して算出されている間接工事費等の費用が、補助対象経費と補助対象外経費に振り分けされていない場合は、原則として直接工事費（材料費、労務費、直接経費）の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分してください。

【例】直接工事費の補助対象経費が480万円（空調120万円、太陽光160万円、蓄電池200万円）補助対象外経費が20万円、間接工事費が50万円の場合

- ⇒ * 按分比率 ⇒ 補助対象：補助対象外 = 480万円：20万円 = 24：1
- * 間接工事費の補助対象経費 : 50万円×24/25 = 48万円
 （内訳：空調12万円、太陽光16万円、蓄電池20万円）
- * 間接工事費の補助対象外経費 : 10万円×1/25 = 2万円

※ 間接工事費等の費用が施工業者により独自に算出されている場合（算出の内訳がある場合）は、上記のように比率按分する必要はなく、その独自算出に基づき補助対象経費と補助対象外経費に振り分けてください。

- ⑦ 設備ごとの共通経費については、どの設備の共通経費に該当するかを明記してください。

【見積書作成例②断熱改修の場合】

商品名 / 品目	数量	単価	金額	備考
【窓取付工事】				
AW-1 引き違い窓 ▲▲▲▲ Low-E3mm+Ar12+Fl3mm W1658H1105	⑧ 1 式	60,000	60,000	材料費
AW-2 引き違い窓 ▲▲▲▲ Low-E3mm+Ar12+Fl3mm W1105H509	1 式	50,000	50,000	材料費
AW-3 F I X 窓 ▲▲▲▲ Low-E3mm+Ar12+Fl3mm W370H1703	1 式	45,000	45,000	材料費
AW-4 引き違い窓 ▲▲▲▲ Low-E3mm+Ar12+Fl3mm W1655H1803	1 式	70,000	70,000	材料費
AW-5 引き違い窓 ▲▲▲▲ Low-E3mm+Ar12+Fl3mm W1655H1104	1 式	60,000	60,000	材料費
AW-6 開き窓 ▲▲▲▲ Low-E3mm+Ar12+Fl3mm W370H905	1 式	40,000	40,000	材料費
窓取り付け施工費	1 式	250,000	250,000	労務費
配送諸経費	1 式	50,000	50,000	労務費
【天井断熱材設置工事 施工面積38.55㎡】				
天井断熱材 (グラスウール) ▲▲マットβ 20K t155mm R4.6	⑨ 1 式	200,000	200,000	材料費
断熱材取り付け施工費	1 式	250,000	250,000	労務費

- ⑧ 図面上の窓の番号、窓の仕様、大きさ等を明記してください。
- ⑨ 断熱材については、施工面積や厚みなど、仕様がわかる内容としてください。

(2) 仕様書・カタログ等

導入する設備、断熱材等の仕様 (CO2 削減量計算書や別紙 3 に記載したもの) がわかる資料を提出してください。導入設備がわかるよう赤枠で囲うなどしてください。

【例】

SmartCool Xシリーズ

<p>6畳 SMC-X1006S</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 101% 67</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 103% 6.8</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 100% 6.7</p> <p>冷房 6~9畳 (10~15㎡) 22 400</p> <p>暖房 6~7畳 (9~11㎡) 25 450</p> <p>低温暖房能力 4.1kW (外気温2℃時)</p> <p>室内機 SMC-X1006-W</p> <p>室外機 SMO-X100S</p>	<p>8畳 SMC-X1008S</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 103% 6.8</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 103% 6.8</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 100% 6.7</p> <p>冷房 7~10畳 (11~17㎡) 2.5 500</p> <p>暖房 6~8畳 (10~13㎡) 2.8 500</p> <p>低温暖房能力 4.1kW (外気温2℃時)</p> <p>室内機 SMC-X1008-W</p> <p>室外機 SMO-X100S</p>	<p>10畳 SMC-X1001S</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 100% 6.7</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 100% 6.7</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 100% 6.7</p> <p>冷房 8~12畳 (13~19㎡) 2.8 550</p> <p>暖房 8~10畳 (13~16㎡) 3.6 700</p> <p>低温暖房能力 5.4kW (外気温2℃時)</p> <p>室内機 SMC-X1001-W</p> <p>室外機 SMO-X100S2</p>
<p>14畳 SMC-X2004S2</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 96% 61</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 103% 6.8</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 102% 6.4</p> <p>冷房 11~17畳 (18~28㎡) 4.0 850</p> <p>暖房 11~14畳 (18~23㎡) 5.0 1000</p> <p>低温暖房能力 4.1kW (外気温2℃時)</p> <p>室内機 SMC-X2004S2-W</p> <p>室外機 SMO-X200S</p>	<p>18畳 SMC-X2008S2</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 103% 6.8</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 103% 6.8</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 102% 6.4</p> <p>冷房 15~23畳 (25~39㎡) 5.6 1500</p> <p>暖房 15~18畳 (24~30㎡) 6.7 1500</p> <p>低温暖房能力 4.1kW (外気温2℃時)</p> <p>室内機 SMC-X2008S2-W</p> <p>室外機 SMO-X200S</p>	<p>20畳 SMC-X2002S2</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 102% 6.4</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 102% 6.4</p> <p>省エネルギー 消費電力 (APF) 102% 6.4</p> <p>冷房 17~26畳 (29~43㎡) 6.3 1800</p> <p>暖房 16~20畳 (26~32㎡) 7.1 1500</p> <p>低温暖房能力 5.4kW (外気温2℃時)</p> <p>室内機 SMC-X2002S2-W</p> <p>室外機 SMO-X200S2</p>

(3) 業務工程表

【工程表】

行程内容	7月																															備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
契約予定日																																
空調取替工事																																
太陽光発電/蓄電池設置																																
支払予定日																																

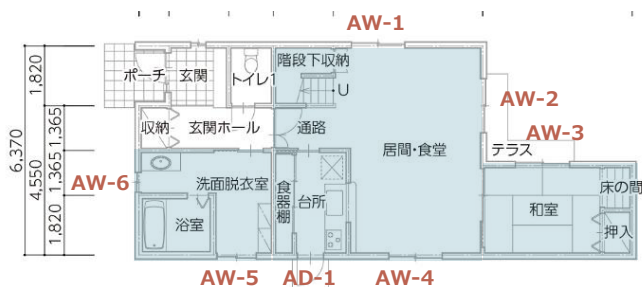
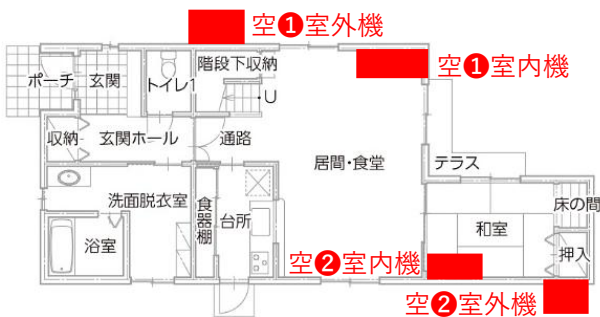
- ① 事業着手日、事業完了日と、補助対象設備ごとの期間がわかるよう明記してください。
 事業着手：相手方（補助対象設備の設置工事や補助対象建築物の建築工事を行う事業者）との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方をいいます。
 事業完了：工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方をいいます。

(4) 設置図、システム系統図

【設置図】

どこに何を設置するかわかるよう設置設備毎に付番、明記し、CO2 排出削減量計算書や見積書等に記載されている番号等と突合ができるように明記してください。

既存設備の撤去費用を経費に含める場合は、撤去前設備の場所がわかるようにしてください。



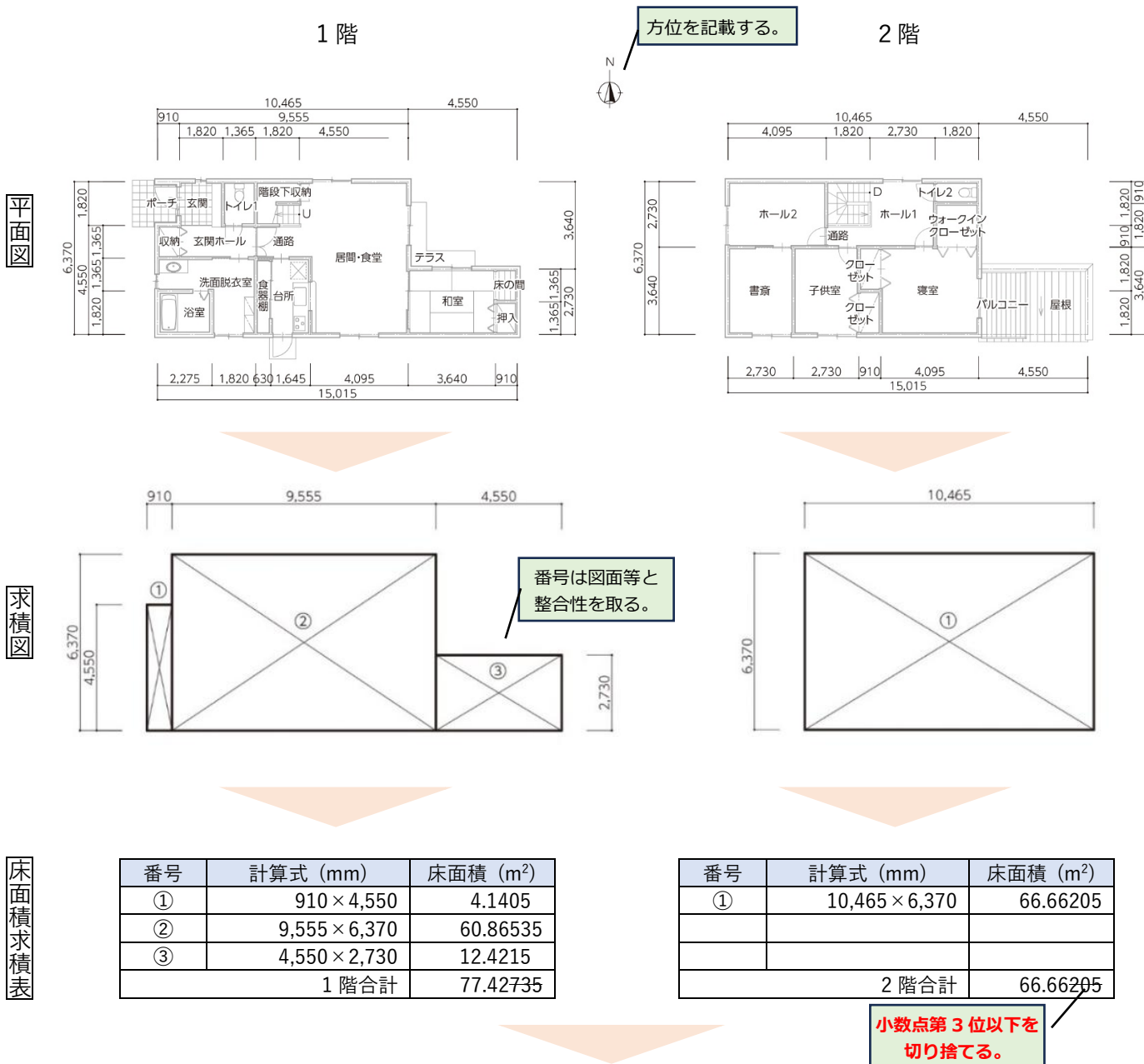
【システム系統図】

太陽光発電設備と蓄電池、充放電設備を導入し接続する場合については、設備の電氣的接続がわかるようなシステム系統図を提出してください。

既存の太陽光発電設備に蓄電池を導入する場合などについても提出が必要です。

(5) 関係図面-補助対象面積算出 (断熱改修のみ)

ア 延床面積 (改修後) を算出



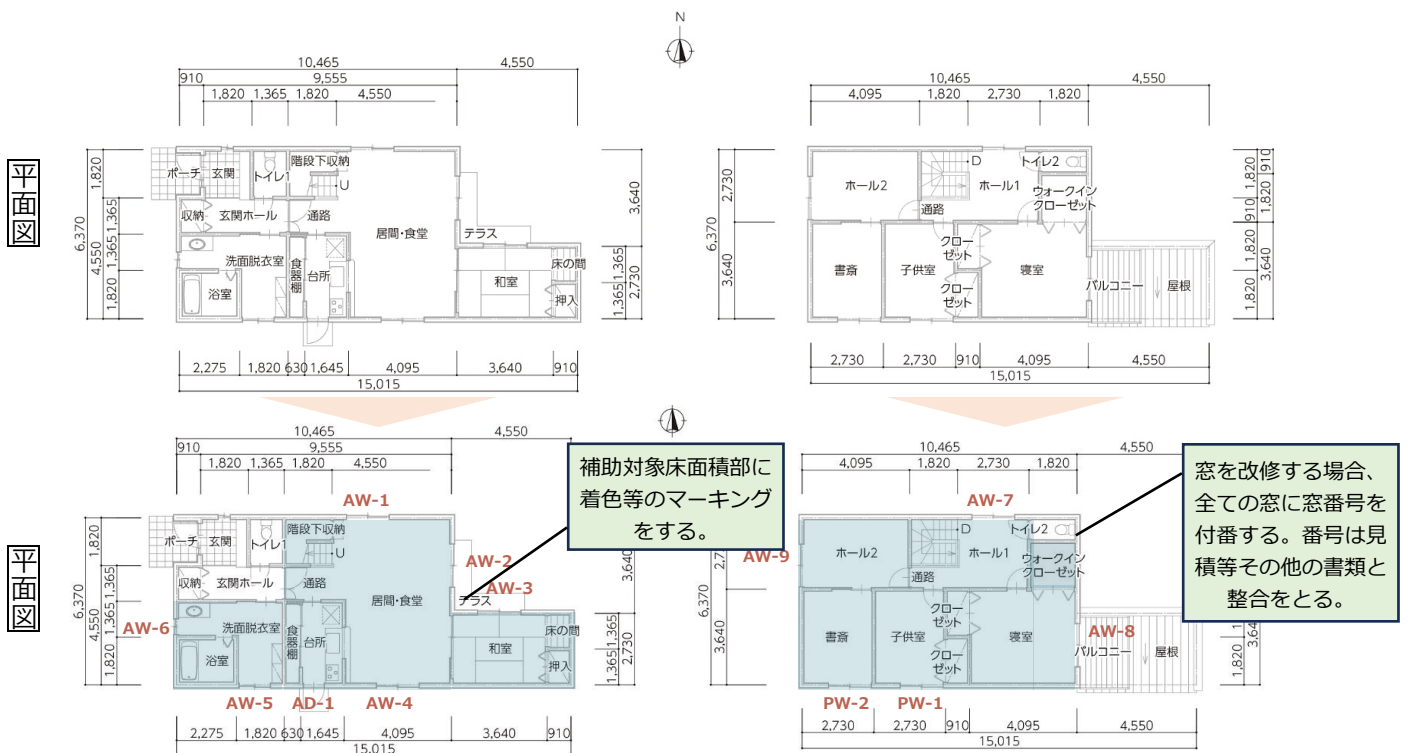
1階2階の延床面積合計 77.42+66.66=144.08m²

- ・ 図面は、工事を行う階全体の平面図など、工事箇所が明確に分かるものとしてください。
- ・ 縮尺 1 / 100 程度で作成し、天井・外壁・床の面積は壁芯寸法で求めてください。
- ・ 断熱材の設置などで面積を確認する必要がある場合は、図面に寸法を記載してください。
- ・ 見積書と施工面積、寸法等は一致させてください。
- ・ 複数の工事内容を同一図面に表示する場合は、着色等により区別し、凡例を作成してください。
- ・ 間取りの変更や窓の位置変更がある場合は、現況図を添付してください。
- ・ 補助対象面積等の求積の計算式を図面上に明記してください。

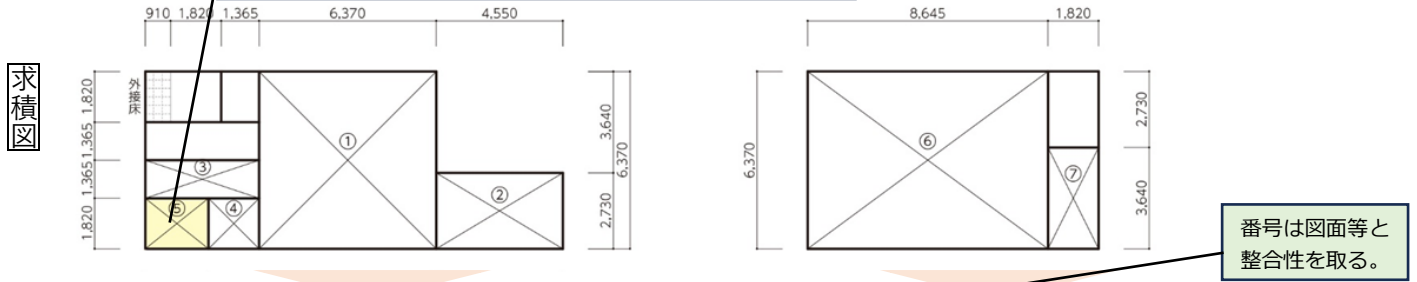
イ 補助対象床面積を算出

【算出例】 改修部位：天井、外壁、床、窓
1階

2階



浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修工事が困難な場合も、当該部分を「補助対象床面積」として改修率に算入できる。



補助対象床面積
求積表

番号	計算式 (mm)	補助対象床面積 (m ²)
①	6,370 × 6,370	40.5769
②	4,550 × 2,730	12.4215
③	4,095 × 1,365	5.589675
④	1,820 × 1,820	3.3124
⑤	2,275 × 1,820	4.1405
1階合計		66.040975

番号	計算式 (mm)	補助対象床面積 (m ²)
⑥	8,645 × 6,370	55.06865
⑦	1,820 × 3,640	6.6248
2階合計		61.69345

小数点第3位以下を切り捨てる。

「補助対象床面積合計」とP.9の①で算出した「延床面積」から改修率を算出する。

1階 2階の補助対象床面積合計 66.04+61.69=127.73m²

改修率 = 補助対象床面積合計 / 延床面積 × 100
 = 127.73 / 144.08 × 100
 = 88.6 ⇒ 88%

小数点第1位以下を切り捨て整数とする。

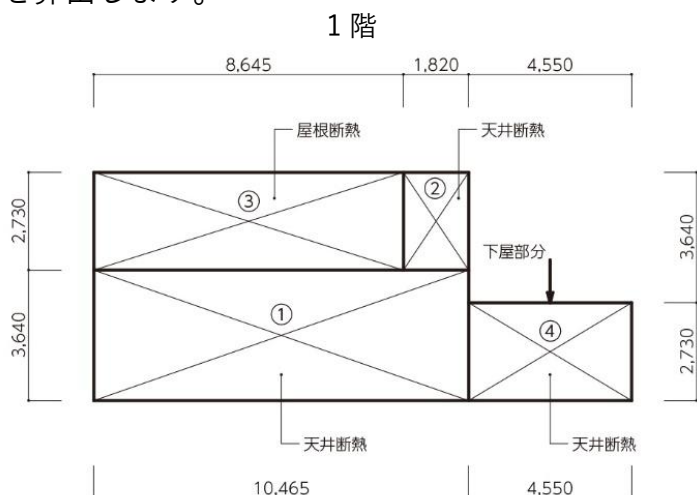
- ・ 「断熱改修等申請の手引き P12 表5 エネルギー計算結果早見表」で選択した部位全てを改修する居室等が補助対象となります。
- ・ 図面に延床面積及び改修率の算定式を記載してください。
- ・ 算出した改修率が、早見表の最低改修率を上回っているか確認してください。

ウ 各部位の施工面積を算出

(ア) 天井

天井の水平投影面積を算出します。

天井求積図



施工面積求積表

番号は図面等と整合性を取る。

番号	計算式 (mm)	施工面積 (m ²)
①	10,465 × 3,640	38.0926
②	1,820 × 2,730	4.9686
③ (屋根)	8,645 × 2,730	23.60085
④	4,550 × 2,730	12.4215
合計		79.08355

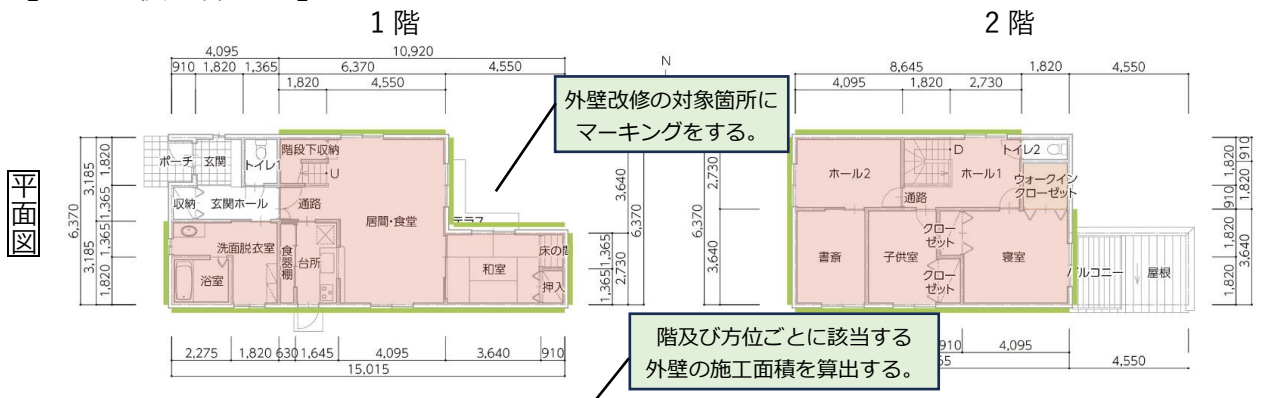
小数点第3位以下を切り捨てる。

【天井】施工面積合計 79.08m²

- ・ 屋根断熱の場合も、勾配を考慮せず天井の水平投影面積とします。
- ・ バルコニー等の改修が困難な部分の改修は必須ではありませんが、「改修が困難である」理由をご説明いただいたうえで、改修しない面積が添乗全体の面積の15%以内であることを示す計算式を追記してください。

(イ)外壁

【施工面積の算出例】



施工面積求積表

番号	方位	長さ(mm)	施工面積 (m ²)
①	南	15,015	35.49m × 2.4m × 0.75
②	北	10,920	
③	東	6,370	
④	西	3,185	
1階小計			63.882

番号	方位	長さ(mm)	施工面積 (m ²)
⑤	南	10,465	29.12m × 2.4m × 0.75
⑥	北	8,645	
⑦	東	3,640	
⑧	西	6,370	
2階小計			52.416

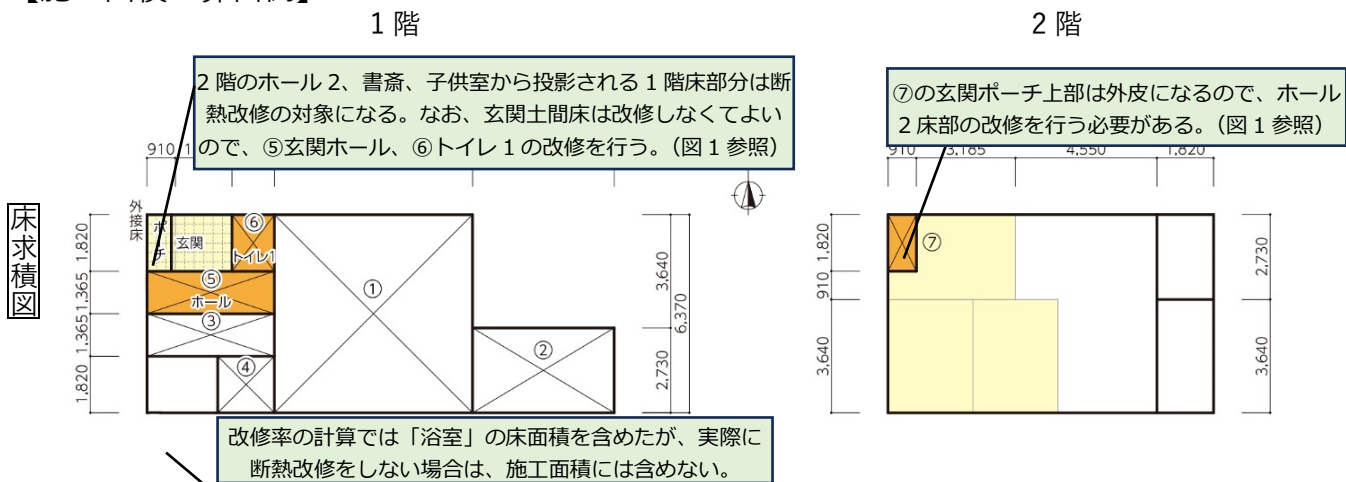
小数点第3位以下を切り捨てる。

【外壁】1階2階の施工面積合計 63.88+52.41 = 116.29m²

- ・ 外壁の高さ：外壁の各階の高さは一律 2.4m とします。
- ・ 壁比率：壁比率は開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものとし、一律 0.75 とします。(開口部は玄関ドア、窓、換気口等を含む)。

(ウ)床

【施工面積の算出例】



施工面積求積表

番号	計算式 (mm)	施工面積 (m ²)
①	6,370 × 6,370	40.5769
②	4,550 × 2,730	12.4215
③	4,095 × 1,365	5.589675
④	1,820 × 1,820	3.3124
⑤	4,095 × 1,365	5.589675
⑥	1,365 × 1,820	2.4843
1階合計		69.97445

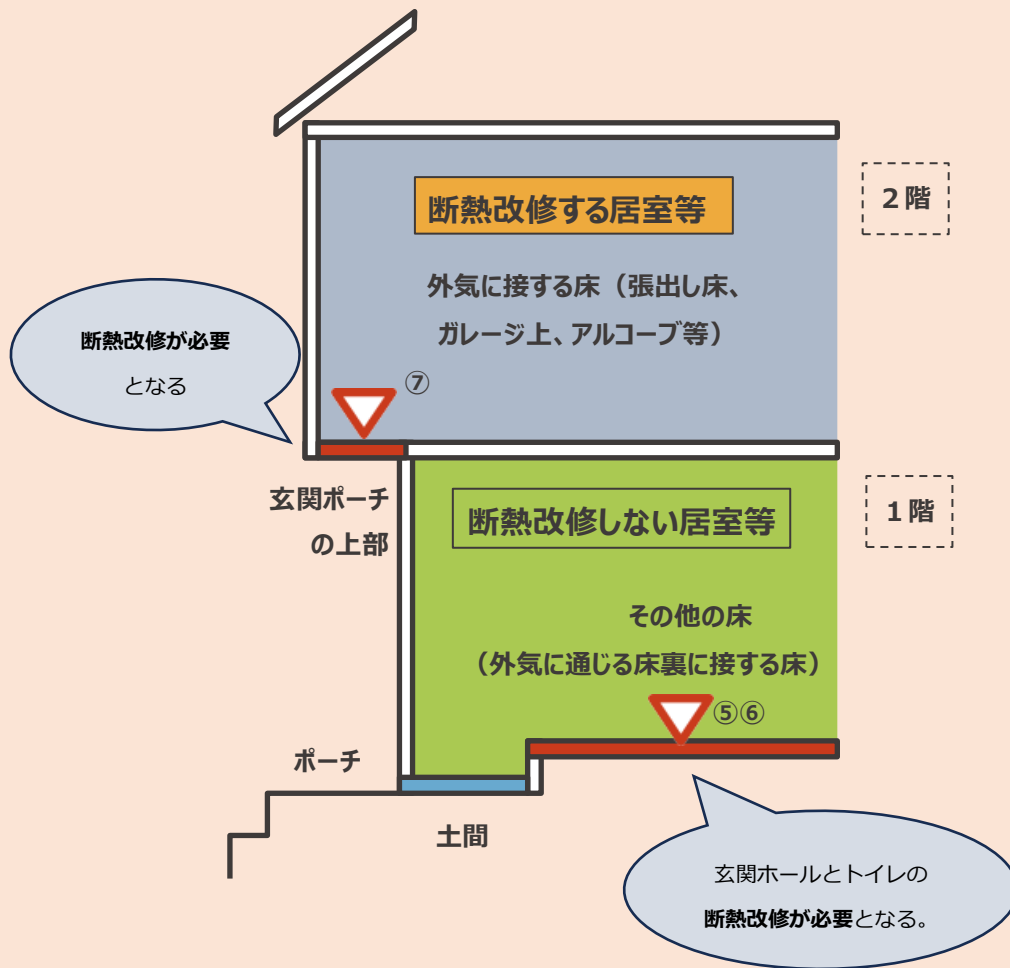
番号	計算式 (mm)	施工面積 (m ²)
⑦	910 × 1,820	1.6562
2階合計		1.6562

番号は図面等と整合性を取る。

小数点第3位以下を切り捨てる。

【床】施工面積合計 69.97+1.65 = 71.62m²

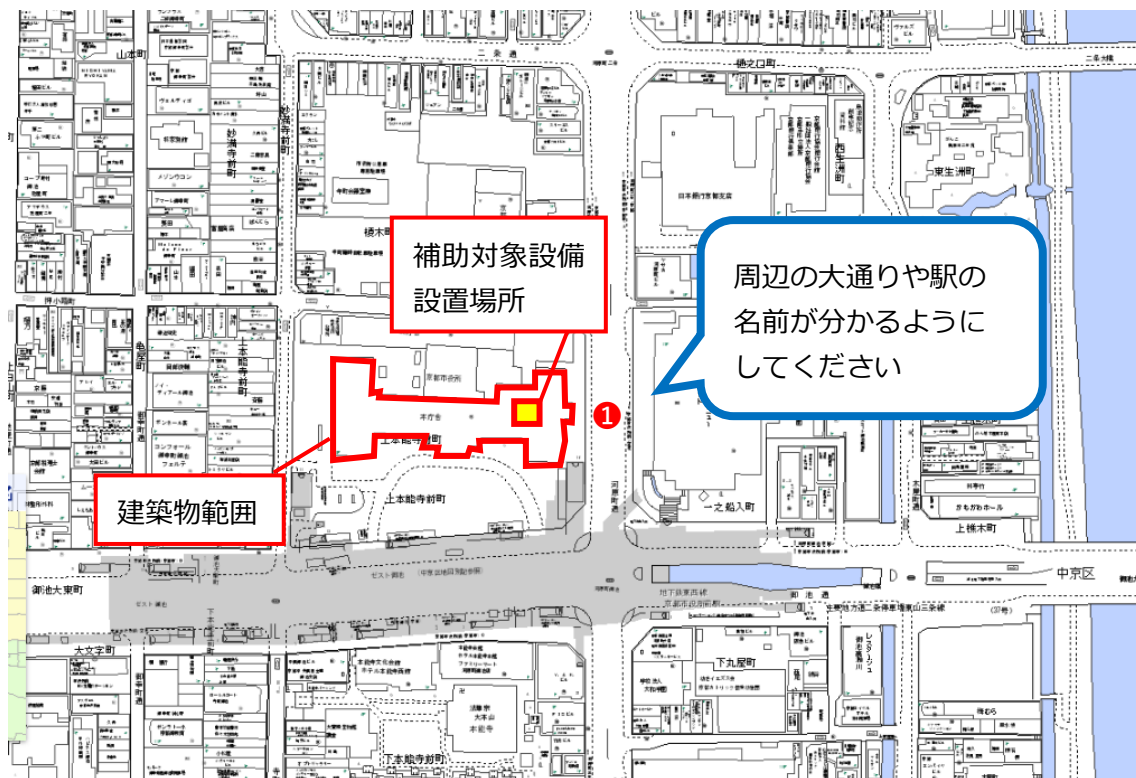
◆断熱改修の対象となる直下床断熱の考え方



床を改修部位として選択したときに2階を断熱改修する居室等にした場合、1階が非対象の場合でも、直下（水平投影）の床（⑤⑥）は断熱改修が必要です。ただし、土間部分は改修する必要はありません。2階張り出し床（⑦）は、外皮扱いになるため断熱改修が必要です。

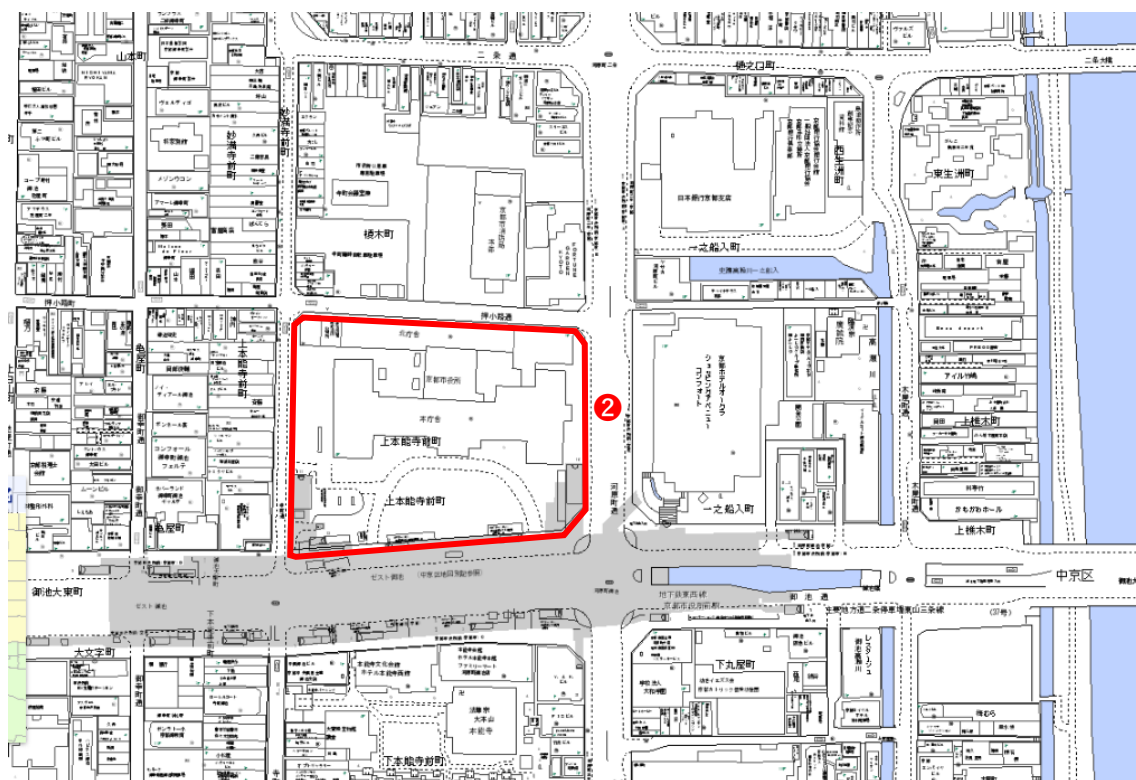
(6) 付近見取図

【補助対象設備の設置場所の付近見取図】



- ① 見取図だけで現地までたどり着けるようなもので、補助対象設備を設置する建築物が容易に判別できるように、線で囲うなどしてください。また、建築物内のどのあたりに補助対象設備を設置するかわかるようにしてください。

【補助対象建築物（ZEH,ZEH+）の建築予定場所の地図】



- ② 見取図だけで現地までたどり着けるようなもので、補助対象建築物を設置予定の土地の敷地境界が容易に判別できるように、線で囲うなどしてください。

(7) SII に登録されていることがわかる資料

現在 SII に登録されている蓄電システムのパッケージ型番は、「一般財団法人環境共創イニシアチブ」のホームページから確認することができます。以下の確認方法で検索し、ウェブページを PDF 化するなどして添付してください。

【確認方法】

- ① 蓄電システム登録済製品一覧検索 | 登録制度にアクセスし検索
<https://zehweb.jp/registration/battery/>
- ② 「SII登録型番 (パッケージ型番)」に設置予定のパッケージ型番を入力し、「検索」ボタンをクリック

令和8年度の登録済製品一覧

令和8年度のZEH補助事業でSIIが登録・公表した蓄電システムを条件またはメーカー別から検索できます。

2026年05月20日時点

条件を指定して検索

メーカー名

SII登録型番 (パッケージ型番)

製品名

ECHONET Lite AIF認証

検索

登録日	メーカー名	製品名	パッケージ型番	定格出力 (kW)	電力変換装置タイプ ※1	蓄電容量 (kWh) ※2	初期実効容量 (kWh) ※3	ECHONET Lite Release バージョン	ECHONET Lite AIF認証 ※4	お問い合わせ窓口 ホームページ
2026/05/20	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	有	000-0000-0000 <input type="button" value="HP"/>

対象設備の内容であることを確認

【令和8年度の登録製品に蓄電池型番が存在しない場合】

令和4年度～令和7年度にSIIに登録されていた製品であれば、本事業における蓄電池の性能要件を満たします。

同ページの「過年度の登録済製品一覧」より、過去の申請する蓄電池のセット型番をメーカー等で強調し、PDF化したうえでご提出ください。

過年度の登録済製品一覧

過年度のZEH補助事業でSIIが登録・公表した蓄電システムは、下記Excelファイルからご確認ください。

※過年度の登録済製品一覧に掲載している蓄電システムはSIIの令和8年度の補助事業では対象外です。

令和4年度 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 蓄電システム登録済製品一覧

令和5年度 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 蓄電システム登録済製品一覧

令和6年度 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 蓄電システム登録済製品一覧

令和7年度 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 蓄電システム登録済製品一覧

- (8) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象の銘柄に登録されていることが分かる資料

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象の銘柄は、「一般社団法人次世代自動車振興センター」のホームページから確認することができます。以下の確認方法で検索し、ウェブページをPDF化するなどして添付してください。

【確認方法】

- ① 「令和6年度補正・令和7年度当初予算 V2H 充放電設備の導入補助金」にアクセス
https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h_R6ho.html?tab=2#V2H
- ② 「補助対象 V2H 充放電設備一覧」「V2H 充放電設備の本体付属品、オプション品：住宅系」を選択し、設置予定の充放電設備がわかるよう、マーカーで囲うなどしてPDFに保存してください。

令和6年度補正・令和7年度当初予算 V2H充放電設備の導入補助金 ご案内_一般社団法人次世代自動車振興センター

ENGLISH 当センターについて

NeV 一般社団法人 次世代自動車振興センター
次世代自動車振興センターは環境・エネルギー性能に優れた自動車の普及を促進しています

補助金情報 次世代自動車について知る イベント・広報 自治体支援制度

補助金情報

令和6年度補正・令和7年度当初予算 V2H充放電設備の導入補助金 ご案内

HOME > 補助金情報 > R6年度補正・R7年度補助金 (V2H充放電設備) のご案内

補助の概要 応募要領等 申請書作成 申請の前提条件 資料例・記入例等

応募要領等の更新履歴:

応募要領

補助金交付規程 (住宅系)	
補助金交付規程 (住宅系以外)	
業務実施細則 (住宅系)	
業務実施細則 (住宅系以外)	

応募要領全ページのダウンロードはこちら

V2H充放電設備

補助対象V2H充放電設備一覧	
V2H充放電設備の本体付属品、オプション品：住宅系	
V2H充放電設備の本体付属品、オプション品：住宅系以外	

R6年度補正・R7年度補助金 (V2H充放電設備)

▶ V2H充放電設備への補助ご案内

(9) 太陽光発電自家消費率計算シート

入力項目			
前提条件入力			
項目	数値	単位	
契約種別	① 実績値(補正なし)	種類を選択	…選択してください。
太陽光パネル容量(DC)	②	kW	…入力してください。
太陽光パワコン容量(AC)	②	kW	…入力してください。
設計係数(発電効率が変化)	③ 0.80	初期値0.80	…入力してください。
蓄電池初期実行容量	②	kWh/台	…入力してください。
蓄電池台数	②	台	…入力してください。

試算結果			
試算結果(概要)			
項目	数値	単位	
年間発電電力量	0	kWh	
kWあたり	#DIV/0!	kWh	…年間発電電力量/太陽光パネル容量(DC)
年間自家消費量(蓄電池分除く)	0	kWh	…年間自家消費量
自家消費率(蓄電池分除く)	#DIV/0!	%	…年間自家消費量(蓄電池分除く)/年間発電電力量
年間自家消費量(蓄電池分含む)	0	kWh	…年間自家消費量(蓄電池分除く)+蓄電池放電量合計
自家消費率(蓄電池分含む)	#DIV/0!	%	…年間自家消費量(蓄電池分含む)/発電電力量合計

- ① 1年分の電力需要の30分データが揃っている場合は「実績値(補正なし)」を、データに不足がある場合は契約種別を確認し、契約種別ごとの「推計値」を選んでください。
- ② 交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と一致させてください。
- ③ 独自に想定発電量を計算されている場合などは、計算結果に合わせて係数を修正してください。

入力：関西電力/大阪ガス(共用)																														
月日	月	日	0-1時	1-2時	2-3時	3-4時	4-5時	5-6時	6-7時	7-8時	8-9時	9-10時	10-11時	11-12時	12-13時	13-14時	14-15時	15-16時	16-17時	17-18時	18-19時	19-20時	20-21時	21-22時	22-23時	23-24時	合計	月	月別実績値	
1月1日	1	1																									0	1	0	
1月2日	1	2																										0	2	0
1月3日	1	3																										0	3	0
1月4日	1	4																										0	4	0
1月5日	1	5																										0	5	0
1月6日	1	6																										0	6	0
1月7日	1	7																										0	7	0
1月8日	1	8																										0	8	0
1月9日	1	9																										0	9	0
1月10日	1	10																										0	10	0
1月11日	1	11																										0	11	0
1月12日	1	12																										0	12	0

- ④ 「Input.電力需要」シートに1年分の電力需要の30分データを入力してください。
- ※ 計算結果は概算です。自家消費割合の実績報告(申請の翌々年度)において自家消費要件を満たしていないことが判明した場合、補助金を返還いただく可能性があります。予め、余裕を持った自家消費率となるよう太陽光発電設備の容量をご検討ください。

(10) 「エネルギー消費性能計算プログラム住宅版」の計算結果

「エネルギー消費性能計算プログラム 住宅版」にアクセスし、使用許諾条件に同意して下さい。 <https://house.app.lowenergy.jp/#/>

- ① 給湯器、コージェネレーションシステムを導入する住宅の床面積を入力してください。
- ② 地域区分は「6地域」を選択してください。(京都市は全域が「6地域」となります。)
- ③ 「給湯」もしくは「コージェネ」を選択し、それぞれの必要項目を入力してください。
- ④ すべての項目の入力が完了した後、右上の「計算」を押下してPDFを出力してください。

既設給湯器、新設給湯器の2パターンでそれぞれ計算、記入、出力してください。

【高効率給湯機器】

- ・「熱源機の種類」、「効率の入力」、「ふろ機能の種類」について、該当するものを選択してください。
- ・熱源機の種類が「従来型給湯機」または「潜熱回収型給湯機」の場合、効率がわかれば「効率を入力」を選択し、入力してください。不明な場合は基準エネルギー消費効率を使用してください。
- ・熱源機の種類が「電気ヒートポンプ給湯機」または「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機」の場合、「品番を指定する」を選択し、品番を入力してください。

【コージェネレーションシステム】

- ・コージェネレーション設備について「設置する」を選択、コージェネレーション機器の指定について「品番を指定する」を選択、コージェネレーションの種類について該当するものを選択、逆潮流の評価について「評価しない」を選択し、品番を入力してください。

※ 上記以外の計算条件については、初期設定のまま変更しないでください。

※ 既設設備がなく新設のみの場合、既設給湯器の効率について「新設時の基準エネルギー消費効率」を参考に入力してください。

※ コージェネレーション設備の新設の場合、既設給湯器の種類は「ガス従来型給湯器」を選択し、効率には「新設時の基準エネルギー消費効率（モード熱効率）」を入力してください。

2 交付申請時の準備、手続き

(1) 工事前に撮影する必要のある写真

補助金のご利用にあたっては、補助対象設備ごとに定められた写真の提出が必要となります。撮影を忘れた場合、補助金を交付できないことがありますのでご注意ください。

【撤去前設備（外観）】

設備の更新の場合は原則すべての申請において撤去前設備の外観写真を撮影する必要があります。写真の提出は実績報告時となりますが、**撤去費を補助対象経費に含める場合には交付申請時に提出が必要です。**

※空調機器の場合は室内機及び室外機の両方を撮影してください。

【撤去前設備（銘板）】

原則撮影は不要ですが、撤去設備の銘板写真を、「撤去設備の型番や CO2 削減効果の算定に用いた値がわかる資料」として利用することができます。その場合、**撤去設備の性能が読み取れるような状態で撮影してください。**銘板に定格能力や定格消費電力の記載がない/読み取れない場合は根拠資料とすることができませんので、撤去設備のカタログ等を別途提出してください。

撤去前設備の写真、導入設備の写真的提出においては、HP 上の「写真管理台帳」を使用し、設置図や見積書等の他の書類との照合が可能な状態で提出してください。

空調機器室内機銘板（イメージ）

□□ルームエアコン			JIS
型名	ABCDE123		
製造年	2015年	製造番号 123456789	
	冷房	暖房	
定格能力	5.6kW	6.7 kW	
定格消費電力	1.720kW	1.580kW	
通年エネルギー消費効率 6.3			

空調機器室外機銘板（イメージ）

□□ルームエアコン	
型名	FGHIJ456
製造番号	456789123
圧縮機出力	1.50kW
◇◇◇◇株式会社	
JIS	

【窓・ガラス/ドア（既設）】

原則実績報告時に提出が必要となりますが、工事前、工事中、工事後は同一アングルから撮影する必要がありますので、工事後でも撮影できる角度から、「**工事名**」「**撮影日**」「**撮影箇所**」を記載した黒板等を一緒に撮影してください。

なお、既に断熱性能を満たしている等の理由で既設の窓の断熱改修を実施しない場合においては、既設窓の性能証明と合わせて交付申請時に提出してください。

【設備導入建物の全景写真・着工前（建築予定地）の写真】

原則実績報告時に提出が必要となりますが、ZEH、ZEH+、ZEH-M の申請においては、交付申請時に建築予定地の写真、実績報告時に完成写真を提出ください。

(2) 景観手続きについて

景観手続の要否を確認し、別紙1で該当する項目をチェックしたうえで、補助対象設備の導入場所又は建築物が該当する景観規制の種類がわかる資料をご提出ください。

※ 必ず工事着工前にご確認ください。

※ 景観手続の要否については、以下の方法でご確認のうえ、不明な場合は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課 (222-3474) 又は風致保全課 (222-3475) にお問い合わせください。

(受付時間：午前8時45分～11時30分、午後1時～午後3時)

【景観規制等の確認方法】

計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム」で確認できます。

- ① 「京都市景観情報共有システム (<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>)」にアクセスし「利用する」をクリック
- ② 利用規約を確認し、内容に同意したうえで「同意します」をクリック
- ③ 「本システムのご利用方法」を確認：操作説明書をご覧ください
- ④ 町名等を入力し、検索したい場所を特定（検索では、町名までの特定が可能です。）

京都市内の様々な景観情報を公開しています。ご覧になりたい住所等または地図から検索してください。

住所等から探す
フリーワード・住所等を入力してください

住所等を入力する 検索

住所で探す

駅名で探す

名所で探す

地図から探す

トップページへ戻る

本システムのご利用方法

市内に存在する貴重な「景観」を共有するため、あなたが守って行きたいと思う景観や眺めなどをご投稿ください。

投稿フォーム

お知らせ（本システムの利用に関すること）

2019年9月25日
建築協定のデータを更新しました。

2019年8月8日
地区計画区域のデータを更新しました。

2019年6月27日
建築協定のデータを更新しました。

2019年4月5日
地区計画区域のデータを更新しました。

京都市都市計画局 都市景観部 景観政策課
電話：(075) 222-3397

Copyright (C) CITY OF KYOTO All Rights Reserved.

- ⑤ 「地図選択 景観」をクリックし、「規制情報 景観保全」を選択して、

用途地域で色分けされた地図に切り替え、申請地をクリックしてピンを立てます。

地図選択 都市計画 景観 用途地域 認定路線 文化財 地形図

画面選択 規制情報 景観保全

クリック検索 (空間検索)

クリック検索

範囲検索

地図をクリックして検索してください

印刷画面へ

結果クリア

規制情報・各種リンク

項目	属性値
区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域
建ぺい率	80% (用途地域による)
容積率	700%
景観保全	旧市街地保全地域
建築協定	近畿デザイン地区区域(47)
景観規制	園田子サイン保全区域(11),(49)
景観計画	景観計画
その他	都心部駐車場整備地区
認定路線	京都市電線
標高	42.340m
X座標	-109624.09020097388
Y座標	-21162.85197718706

規制情報等表示一覧はこちら

- ⑥ 規制情報を確認して、

印刷画面に移ります。

⑦景観保全、眺望景観の欄を御確認ください。

⇒「風致地区」の場合、P23 を参照し、手順の要否を確認ください。

⇒「歴史的風土保存区域」あるいは「歴史的風土特別保存地区」の場合、P24 を参照し、手順の要否を確認ください。

⇒上記以外の地区で太陽光発電設備導入の場合、P22 を参照し、手順の要否を確認ください。

<印刷方法>
 ファイル→ページ設定→用紙サイズは「A4」で「横」にチェックを入れる→「背景の色とイメージを印刷する」にチェックを入れる→OK→印刷

区域区分	市街化区域	景観保全	旧市街地型美観地区
用途地区	商業地域	眺望景観	近景デザイン保安区域(47),(47),(47) 遠景デザイン保安区域(11),(49)
建ぺい率	80% (用途地域による)	その他	都心部駐車場整備地区
容積率	700%		
敷地面積の最低限度			
高度地区	31m 第一種高度地区		

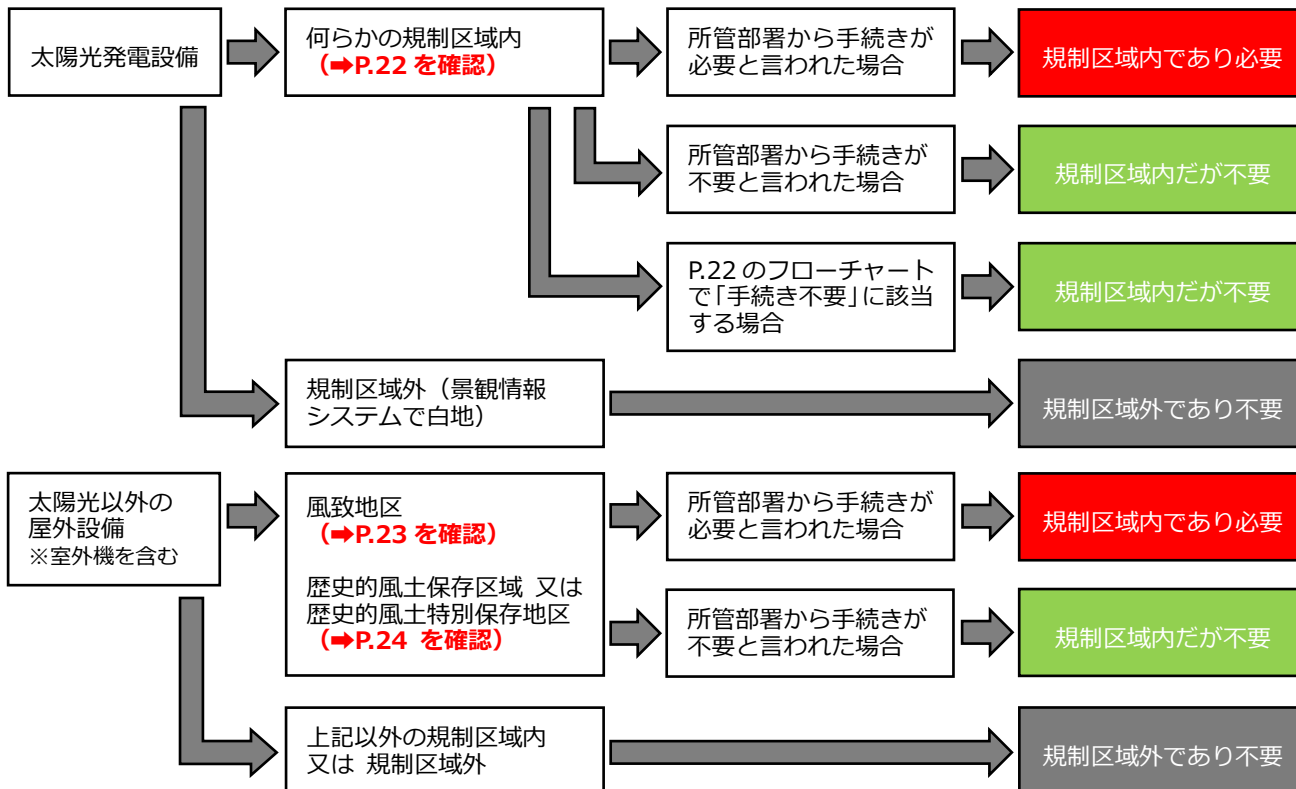
下記の表の規制内容は、図中指定部分の都市計画決定等の内容を示しています。

・都市計画情報は、令和元年12月6日現在のものです。
 ・この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
 ・都市計画情報は、地図の精度上の誤差を含んでいます。権利や義務の発生する行為や不動産取引など各種証明、都市計画の正確な情報が必要な場合には、必ず都市計画課の窓口でご確認ください。

三島大機59

【別紙1のチェック方法】

以下のフローチャートを用いて該当項目を確認し、別紙1にチェックしてください。「規制区域内だが不要」に該当する場合は、関係各所への確認や申請の経過を申請時に報告してください。

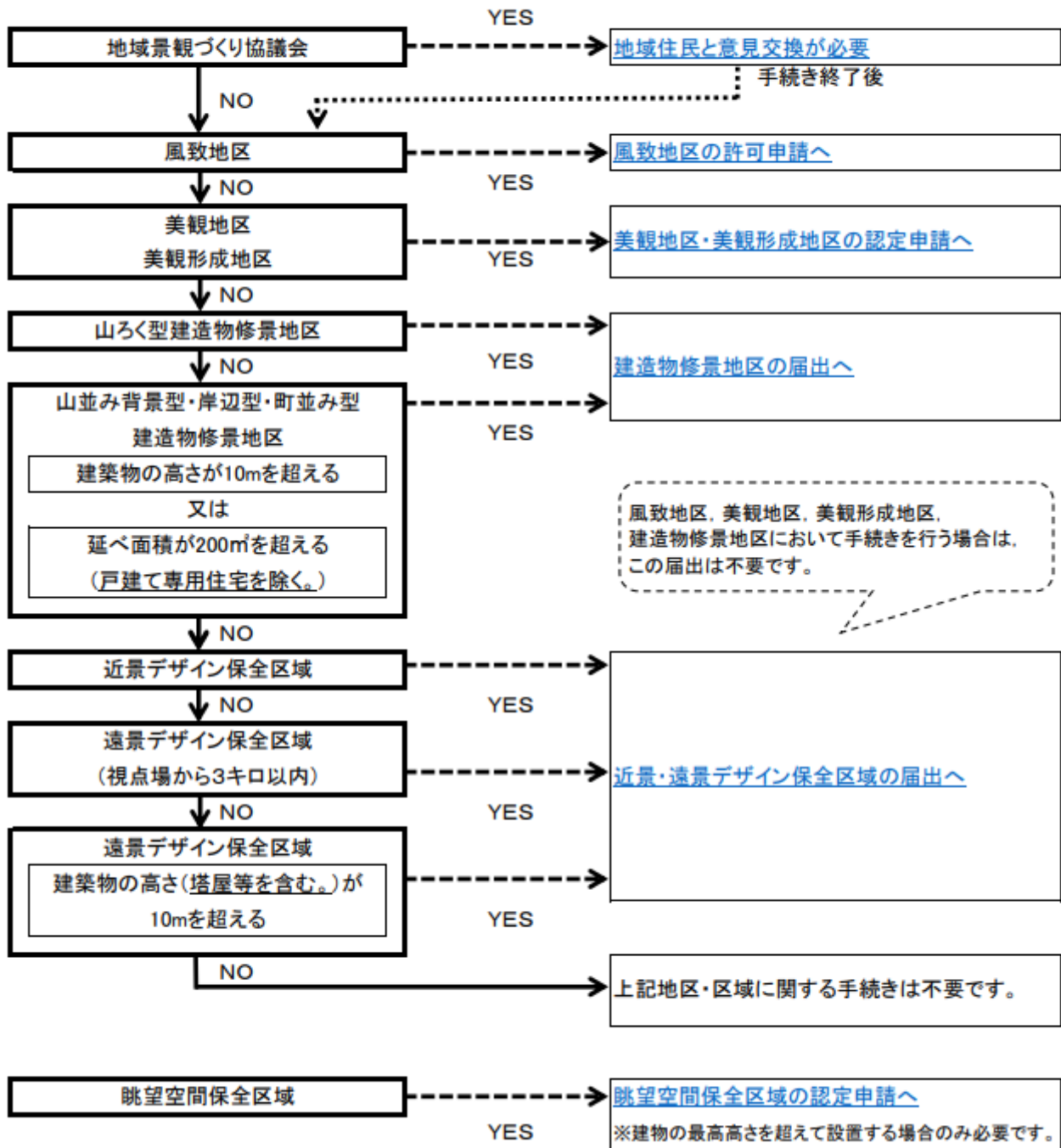


【太陽光発電設備を導入する場合】

都市景観部のホームページ「太陽光パネルの景観に関する運用基準・手続のご案内」のフローチャートと照らし合わせて、景観手続の要否を確認してください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html>

太陽光パネルの景観手続きフローチャート

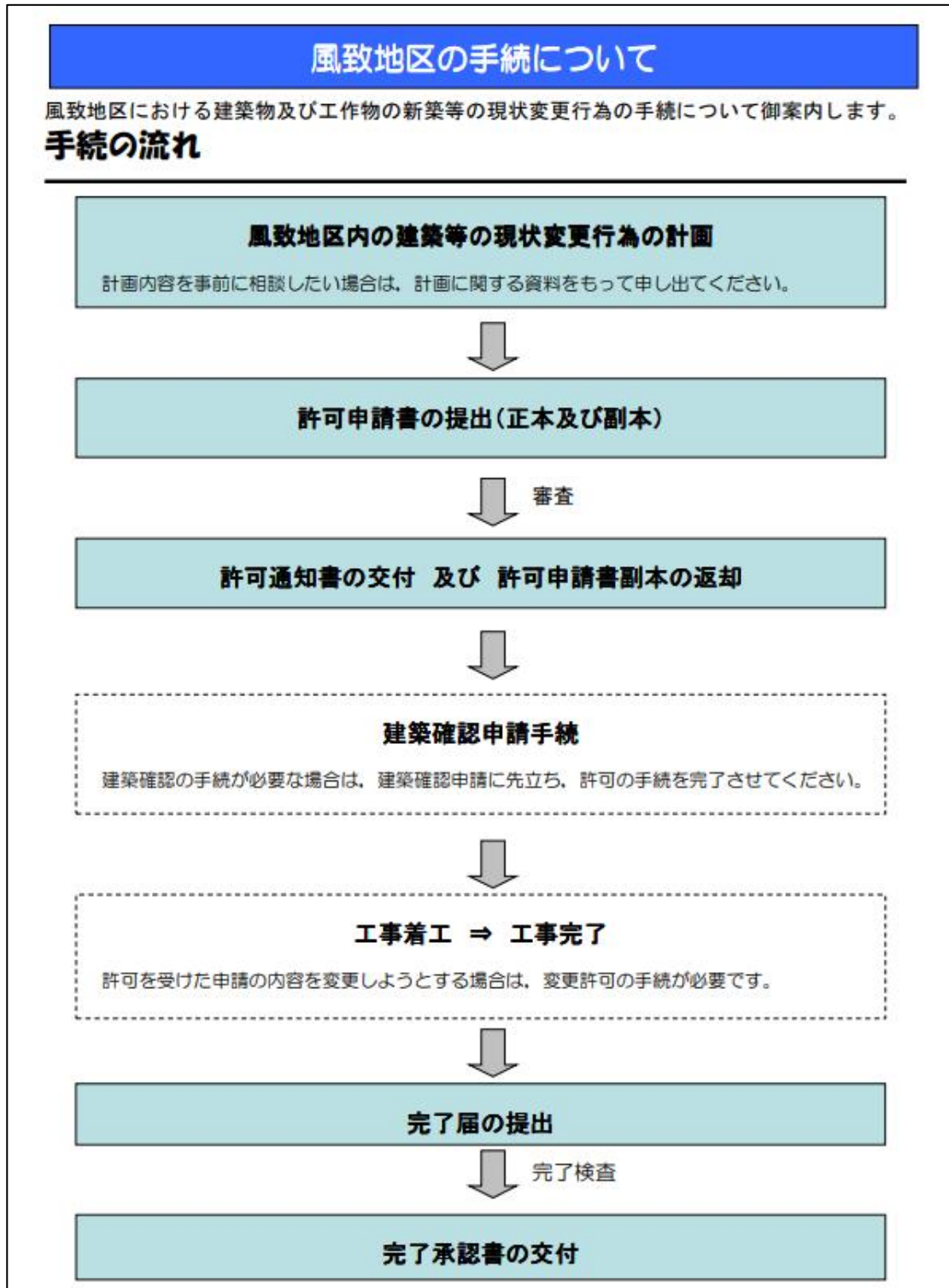


【「風致地区」に該当する場合】

屋外に設置する設備に関する工事内容について風致保全課に事前相談のうえ、手続きの可否を御確認ください。

手続きが必要な場合、風致保全課のホームページ「現状変更行為についての説明と手続きの流れ等について」のフローチャートを参考に、景観手続を行ってください。

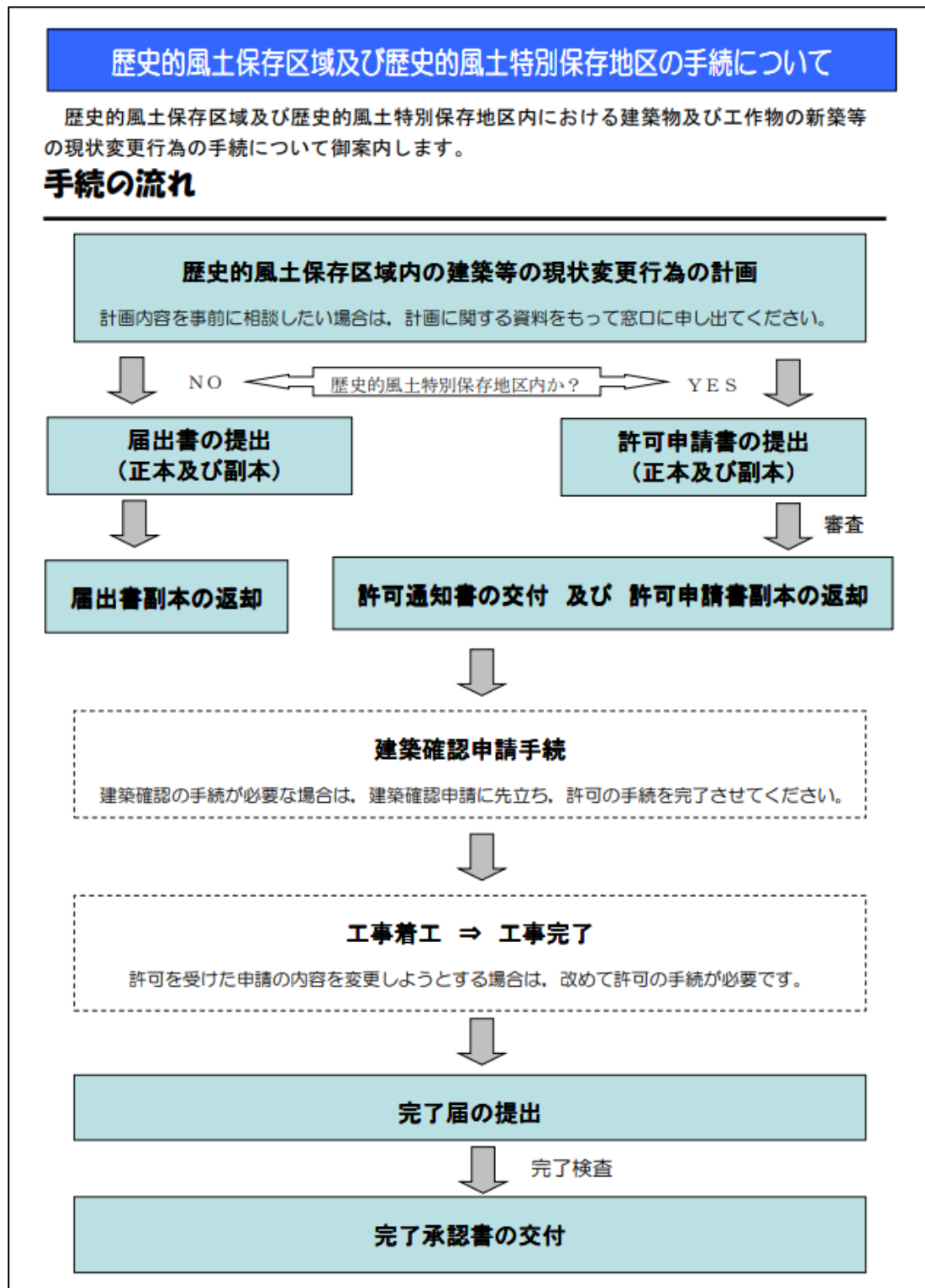
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281793.html>



【「歴史的風土保存区域」及び「歴史的風土特別保存地区」に該当する場合】

屋外に設置する設備に関する工事内容について風致保全課に事前相談のうえ、同課のホームページ「歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の手続について」のフローチャートに従って、景観手続を行ってください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281703.html>



(3) 文化財保護に関する手続きについて

屋外に設置するすべての設備において、史跡・名勝等に係る規制手続きの要否を確認し、別紙1で該当する項目をチェックしたうえで、補助対象設備の導入場所又は建築物が該当する史跡等規制の種類がわかる資料をご提出ください。

太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調機器、高効率照明機器全ての設備が対象となります。

※ 必ず工事開始の60日前までにお手続きください。

※ 史跡・名勝等に係る手続きの要否については、以下の方法で規制の有無をご確認のうえ、「史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区」に該当する場合は京都市文化市民局文化財保護課（222-3130）にお問い合わせください。

（受付時間：午前8時45分～11時30分、午後1時～午後3時）

【史跡・名勝等規制の確認方法】

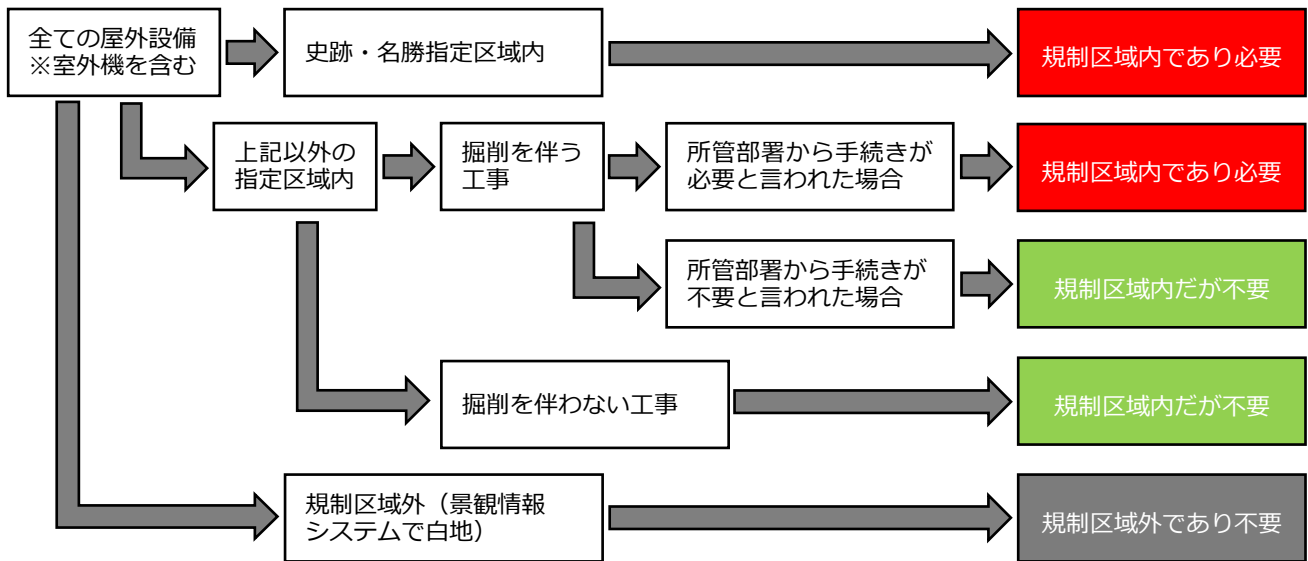
史跡・名勝等規制については、「京都市地図情報提供サービス」で確認できます。

- ① 「京都市地図情報提供サービス (<https://kyoto-gis.city.kyoto.lg.jp/kyotocity/Portal>)」にアクセスし、「文化財」をクリック
- ② 「使い方ガイド」を確認：操作方法等をご覧ください。
- ③ 住所等を入力し、検索したい場所を特定

The screenshot displays the Kyoto City Map Information Provision Service interface. On the left, there are search filters for '郵便番号・住所から探す' (Search by postal code/address), '目録物から探す' (Search by catalog items), and '遺跡地図から探す' (Search by heritage map). A red box highlights the search input fields. On the right, a map shows the Kyoto area with several sites highlighted in red. A red arrow points from the '使い方ガイド' (Usage Guide) button in the top right corner to the search filters. Another red arrow points from the '使い方ガイド' button to the highlighted sites on the map. A text box on the map states '薄い赤色が史跡、名勝等の凡例' (Thin red color is the legend for historical sites, etc.). The map also shows the location of '京都市役所' (Kyoto City Hall).

【別紙1のチェック方法】

以下のフローチャートを用いて該当項目を確認し、別紙1にチェックしてください。「規制区域内だが不要」に該当する場合は、関係各所への確認や申請の経過を申請時に報告してください。



(4) 太陽光発電設備の更新、蓄電池の導入に関して

【太陽光発電設備を導入する際の FIT, FIP 制度について】

太陽光発電設備導入の場合、固定価格買取制度(FIT)又は FIP(Feed in Premium)制度を利用することはできません。また、撤去費を補助対象経費に含めて設備更新を行いたい場合は、以下の全ての要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ・リプレース後に発電容量が増加するなど、再エネ導入において CO2 削減効果に追加性があること。
- ・リプレース前の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること。
- ・リプレース前の設備において、FIT 認定を受けている場所でないこと (卒 FIT でないこと)。
- ・リプレース前に使用していた架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を十分に行うこと。

非 FIT 余剰電力の買取を実施している事業者については、以下の HP をご参考ください。

- ・非 FIT 余剰電力の買取事業者について／京都府 HP

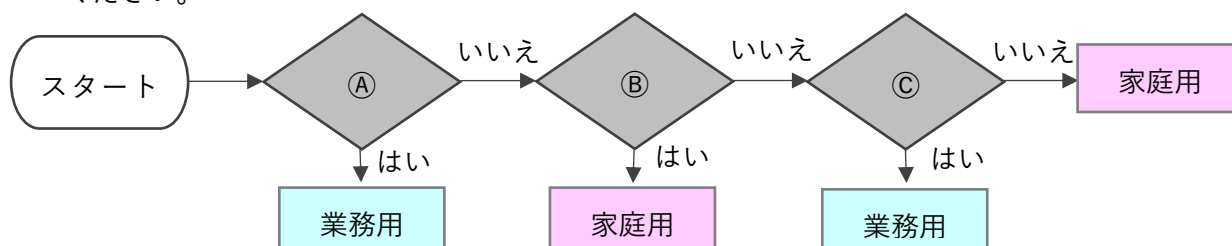
https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo_nonfit.html

- ・近畿管内で非 FIT 余剰電力の買取を実施している事業者について／環境省 HP

https://kinki.env.go.jp/zerocarbon/page_00084.html

【蓄電池の業務用/家庭用の別と補助要件について】

蓄電池を導入する場合、以下のフローチャートを用いて「業務用」「家庭用」の別を判断してください。



①A：京都市火災予防条例で定める安全基準の対象となる

- ※ 火災予防条例で定める安全基準の対象となるかどうかは以下のウェブサイト（京都市火災予防条例運用基準）の p 1 2 9 以降をご参考ください。

https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/book_cmsfiles/573/index.html#target/page_no=135

①B：蓄電容量が 10kW 未満である

①C：蓄電容量が 4,800Ah・セル以上[※]である

- ※ 鉛蓄電池の場合：9.6kWh 以上（4,800Ah・セル×2.0V）

ニッケル水素蓄電池の場合：5.76kWh 以上（4,800Ah・セル×1.2V）

リチウムイオン蓄電池の場合：17.76kWh 以上（4,800Ah・セル×3.7V）

3 実績報告時に必要な書類（任意様式）

(1) 契約書、内訳見積書

契約書については、宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致しており、名称・代表者の職名・氏名まで記載されていること、契約相手方が採用した見積書の作成者と一致していること、契約内容の内訳がわかり、採用した見積書の内容と一致していること、契約前に着工していない場合は契約締結日が事業開始日と一致していることをご確認ください。なお、契約内訳書等を別添する場合、契約案件名、作成日（契約日以降の日付）、作成者を記載ください。また、契約書に「●月●日付見積の通り」等の記載があり当該見積書を特定できる場合は、申請時に提出した見積書を契約内訳がわかる資料として再提出ください。

(2) 支出を証明する書類（領収書等）

原則、領収書の提出をお願いいたします。領収書の場合、宛先が申請者の本人確認書類と一致していること、工事完了のタイミング以後の支払の場合は領収日が事業完了日と一致していることを確認の上で提出してください。

(3) 工事内容を証明する書類

申請者、施工業者以外の第三者が工事内容を証明する書類が必要です。メーカー・販売店・卸売事業者が発行する納品書又は出荷証明書、保証書をご用意ください。

納品書又は出荷証明書の場合、案件名(申請者名・工事場所住所等)の記載がされているものとし、内容に黒塗り等の処理をしないようにしてください。

保証書の場合、すべての補助対象設備が納品されたことが分かる資料としてください。例えば高効率空調設備の場合、室内機・室外機両方の型番等の記載が必要です。

納品書		発行日：令和8年6月30日
京都市下京区〇〇町8-9 株式会社 日本サンプル 様	①	サンプル京都株式会社 〒●●●●-●●●● 京都市上京区〇〇町10-11 ■■■ビル2F TEL：075-345-6789
■工事現場：〇〇寺（又は △△△△邸） ：京都市中京区〇〇〇町4-5	③	②
下記の通り納品いたしましたので、ご確認ください。		

- ① 納品書の場合、宛先は申請者ではなく施工業者・販売店・卸事業者等としてください。
- ② メーカー・販売店・卸売事業者が発行する書類である必要があります。
- ③ 工事場所を明記し、本補助事業の案件であることがわかるようにしてください。

(4) 撤去前設備、設置設備の本体及び銘板写真

補助金のご利用にあたっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。

撮影を忘れた場合、補助金を交付できないことがありますので、予め以下の表をご確認いただき、必要な写真をご撮影ください。

各段階でどのような写真が必要となるのかについては、以下表をご参照ください。

設置設備によっては工事完了後には撮影が困難となる場合がありますので、必要に応じて工事中に撮影を行う等の対応を行うよう、十分ご注意ください。

写真撮影の要否

補助対象設備	導入前/既設 設備銘板	導入前/既設 設備外観	工事中 写真	導入設備 銘板	導入設備 外観	導入建物 の全景
断熱改修（窓）	△	○	○	○	○	○
断熱改修（断熱材）	—	—	○	○	○	○
太陽光発電設備	△	○	—	○	○	○
蓄電池	△	○	—	○	○	○
エネルギーマネジ メントシステム	—	—	—	○	○	○
充放電設備	—	—	—	○	○	○
ZEH・ZEH+	—	—	—	○	○	○
ZEH-M	—	—	—	○	○	○
高効率空調機器	△	○	—	○	○	○
高機能換気設備	△	○	—	○	○	○
高効率照明機器	△	○	—	○	○	○
高効率給湯機器	△	○	—	○	○	○
コージェネレーシ ョンシステム	△	○	—	○	○	○

○：要撮影、△：既設性能の型番・性能判定に利用する場合のみ、—：撮影不要
写真は、工事が行われたことを確認するために必要です。工事前後の違いがわかりにくいものは、違いの分かる部分の写真を追加するなどしてください。

補助の対象となる工事毎に工事前、工事中、工事後の写真を同一アングルで撮影し、分かりやすくまとめてください。写真の撮影箇所がわかるように各写真に番号や符号などを付け、計画図面や見積書等の番号や符号と対応させ、「工事名」「撮影日」「撮影箇所」を記載した黒板等を一緒に撮影してください。

【断熱改修に関する写真撮影の留意点】

- 必要な工事写真は原則として以下のとおりです。特に工事前、工事中の写真の撮り忘れがないようご注意ください。
- ※ 断熱改修に関する写真の撮影方法については、以下URLの環境省「既存住宅の断熱リフォーム支援事業の交付決定後の事業の手引き(トータル断熱)」や「先進的窓リノベ 2025 事業の交付申請の手引き」も参考にしてください。

▼ https://www.heco-hojo.jp/danref/formats_R7_09.html

▼ <https://window-renovation2025.env.go.jp/document-download/>

工事写真撮影のポイント (窓・ガラス/ドア)

窓・ガラス/ドア	
①施工前	<input type="checkbox"/> 既存窓の写真 <input type="checkbox"/> 窓全体が写っている。(カーテン等で隠れていない) <input type="checkbox"/> 増築等により開口部を増設する場合、改修前の外観が確認できる <input type="checkbox"/> すべての改修箇所撮影した
②施工中 ・ 施工後	<input type="checkbox"/> 新設窓の写真 <input type="checkbox"/> ①と同一アングル <input type="checkbox"/> 窓全体が写っている。(カーテン等で隠れていない) <input type="checkbox"/> 仕様が分かるラベルが写っている (全体写真で見えない場合は個別可) <input type="checkbox"/> すべての改修箇所撮影した

※ それぞれの写真がどの箇所を撮影したものか、図面上の番号を付してください。

※ 平面図上でどのアングルから撮影したか図示するなど、わかりやすく示してください。

工事写真撮影のポイント (天井/外壁/床)

天井/外壁/床	
①施工前	<input type="checkbox"/> 解体撤去前の写真 <input type="checkbox"/> 施工面全体が写っている (写り切らない場合は複数枚可) <input type="checkbox"/> 使用する製品が現場に納品されていることが分かる写真 <input type="checkbox"/> 量が分かる <input type="checkbox"/> スケールで厚みが分かる (ボードやグラスウール等の場合) <input type="checkbox"/> 製品名が分かる
②施工中 ・ 施工後	<input type="checkbox"/> 断熱材を敷設していることが分かる写真 <input type="checkbox"/> 施工面全体が写っている (写り切らない場合は複数枚可) <input type="checkbox"/> 断熱材を重ね貼り施工する場合は、重ねたことがわかる <input type="checkbox"/> スケールや厚み検査ピンで厚みが分かる (吹付・吹込の場合) <input type="checkbox"/> 製品名が分かる (ボードやグラスウール等の場合)

※ それぞれの写真がどの箇所を撮影したものか、図面上の番号を付してください。

※ 平面図上でどのアングルから撮影したか図示するなど、わかりやすく示してください。

※ 改修面積に含まれる部分で写っていない部分がないようにしてください。

(5) 再エネ 100%電力への切り替えを証明する書類

小売電気事業者名、契約プラン名、契約日、契約者名、受電場所住所がわかる書類をご提出ください。(電力会社からの通知メール等では不足するケースが多いです。) 検針日まで契約内容が書面に反映されず、書面の受領が1ヶ月以上かかるケースもございますので、電力切り替えについてはお早めに対応をお願いいたします。

4 よくある不備

申請時によくある不備をまとめましたので申請書類の作成時にご参考ください。

(ケース1) 本人確認書類、建物登記、土地登記の発行から3箇月以上経っている。

⇒発行から3箇月以内のものをご取得しご提出ください。

(ケース2) 見積書、設置図、CO2削減量の算定根拠資料、カタログの間で補助対象設備の型番に不整合がある。

⇒どの型番の設備を設置予定なのか判別がつかいませんので、申請で提出するいずれの書類上においても記載を一致させてください。

(ケース3) 見積書上で、補助対象経費と補助対象外経費の別が不明である。

⇒予め見積書に「補助対象」又は「補助対象外」等の記載を行っていない場合は、別途対照表を作成するか、見積書に「補助対象」又は「補助対象外」の別を追記するなどしてください。

(ケース4) 見積書のどの項目が事業費内訳表(別紙2)の各費目(細分)にどう振り分けられているのか不明である。

⇒どの費目に振り分けたのかを見積書上に記載する、又は、対照表を作成するなどしてください。

(ケース5) 見積書上で、一括値引きされており、どの経費に対する値引きなのか不明である。

⇒事業費内訳表(別紙2)の費目(細分)ごとの値引き額が分かるように見積書を修正する、又は、別途対照表を作成するなどしてください。

(ケース6) 設置後写真が不足している。また、写真の解像度が低かったり、ブレていたりして型番が読み取れない。

⇒いずれも追加で撮影してご提出ください。